

諮問第160号の答申
学校教員統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第160号による学校教員統計調査の変更（令和4年度以降に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 承認の適否

令和4年2月10日付け3文科教第1147号により文部科学大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「学校教員統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

2 理由等

○ 集計事項の変更

本申請では、教員異動調査票に係る特別支援学校の集計事項のうち、平成19年4月1日に施行された学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）の改正前における旧学校種（盲学校、聾学校及び養護学校）による集計を取りやめる計画である。^{（注1）}

この集計は、個々の特別支援学校において対象とする障害種別が法改正により直ちに變更されるものはないと考えられること等を踏まえ、時系列データの利活用も勘案して、平成19年度調査以降も暫定的に継続されていたものであるが、次の①及び②に掲げる理由から、その取りやめは適当である。

- ① 法改正から10年以上を経過し、複数の障害種別を担当する特別支援学校が徐々に増加しており、旧学校種による集計について、今後、厳密さの維持が難しくなると考えられること。^{（注2）}
- ② 旧学校種による集計について改めて確認したところ、特段の利活用がないことが確認されており、今後も集計を継続する必要性が乏しくなっていること。

（注1）法改正により、それまで設けられていた「盲学校」、「聾学校」及び「養護学校」という学校種は、「特別支援学校」に統合され、それに伴い、本調査においても、平成19年度調査から、「特別支援学校」としての集計が行われている。

（注2）教員異動調査票については、障害種別担当状況についての調査事項が設けられていないため、複数の障害種別を担当する学校については、障害種別ごとに区分した集計ができず、主な障害種別に相当する旧学校種の区分で集計がなされている。